



# 長野県報

5月15日(月)  
平成29年  
(2017年)  
第2874号

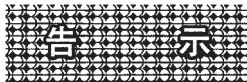
## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(保健・疾病対策課).....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(保健・疾病対策課).....	3
信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課).....	3
地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務の委託(建築住宅課公営住宅室).....	3

### 公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(3件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(3件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	5
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課).....	7



### 長野県告示第278号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成29年5月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称  
飯田市
- 2 事業の種類  
飯田市上郷公民館、上郷自治振興センター及び消防団第16分団本部詰所建築事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
長野県飯田市上郷飯沼地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)  
飯田市上郷公民館、上郷自治振興センター及び消防団第16分

団本部詰所建築事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第19号に掲げる市町村が消防法(昭和23年法律第186号)によって設置する消防の用に供する施設、同条第22号に掲げる社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民館及び同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である飯田市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

##### ア 本件事業の施行により得られる利益

現在の上郷公民館及び上郷自治振興センターは、昭和39年に旧上郷村公民館及び旧上郷村役場として建築された建物であるため、建築後50年以上経過しており、老朽化が進み、修繕が必要な箇所が年々増加しているとともに、災害発生時に地区拠点本部及び応急避難施設として災害への対応を担う施設であるが、耐震基準を満たしていないため、大規模地震が発生した際には倒壊の恐れがある。また、上郷公民館ではトイレが男女別になっておらず、以前から利用者より多くの改

修の要望が寄せられているとともに、上郷自治振興センターではエレベーターが設置されておらず、バリアフリーに対応できていない。加えて、慢性的に駐車場が不足しており、利用者からの苦情が絶えない状況にある。

消防団第16分団本部詰所は、昭和52年に建築された建物で、耐震基準を満たしておらず、老朽化により大規模な改修が必要となっている。また、現在、上郷公民館及び上郷自治振興センターから約150メートル離れた場所にあるが、災害発生時の消防団と地元自主防災会との連携をより強化するため、上郷公民館及び上郷自治振興センターと同一の敷地内への設置が望まれている。

本件事業は、上記の課題を解消するため、上郷公民館、上郷自治振興センター及び消防団第16分団本部詰所を新たに建築するものである。

本件事業の施行により、以下の効果が得られる。

- (7) 耐震性に優れた施設を建築することで、災害時の地区拠点本部及び応急避難施設としての機能向上につながり、災害対応の指揮や住民の安否確認の集約等、よりの確で迅速な災害対応が可能となるとともに、利用者にとっても安心して利用できる施設となる。
- (4) 施設の老朽化の解消、バリアフリー化及び駐車場の整備による駐車可能台数の増加により、利用者の利便性及び快適性が向上することで、市民サービスの向上並びに社会教育活動及び健康づくり活動の推進につながる。
- (9) 消防団第16分団本部詰所を、上郷公民館及び上郷自治振興センターと同一の敷地内に設置することで、災害発生時に消防団と地元自主防災会の連携がとりやすくなり、地域防災力の向上につながる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める周知の埋蔵文化財包蔵地である高松原遺跡内に存在するが、本件事業の施行前に確認調査を行うとともに、必要に応じて発掘調査を行い記録として保存するものとしている。

また、民家に隣接する部分の建物の高さを抑えて民家への日照に配慮するとともに、緑化率の向上等のために建物の周囲に緑地帯を設けていることから、本件事業が周辺の生活環境へ与える影響は少ない。

なお、本件起業地には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、利用者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された2つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

#### エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

##### ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、現在の上郷公民館及び上郷自治振興センターは、老朽化が進み修繕が必要な箇所が年々増加しているとともに、耐震基準を満たしておらず、大規模地震発生時には倒壊の恐れがある。また、バリアフリーに対応できていない、駐車場が慢性的に不足しているといった課題も抱えている。消防団第16分団本部詰所も耐震基準を満たしておらず、老朽化により大規模な改修が必要となっていることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

##### ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 飯田市役所行政資料コーナー

地域振興課

#### 長野県告示第279号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成29年5月15日

長野県知事 阿部守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
医療法人コスモス会クリニックコスモス松川	下伊那郡松川町元大島1560	平成29年5月1日
ともえ東鼎薬局	飯田市東東鼎106-2	平成29年5月1日
訪問看護ステーションすずたけ	伊那市美篤7792番地3	平成29年5月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第280号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成29年5月15日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会篠ノ井総合病院 長野市篠ノ井会666-1	長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター篠ノ井総合病院 長野市篠ノ井会666-1	平成29年5月1日
長野県厚生農業協同組合連合会新町病院 長野市信州新町上条137	長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター新町病院 長野市信州新町上条137	平成29年5月1日
あん訪問看護ステーション 茅野市宮川4792-1	あん訪問看護ステーション 茅野市宮川3987-3	平成29年5月1日
松本市立病院訪問看護ステーション 松本市波田4417-180	松本市立病院訪問看護ステーション 松本市波田4417番地1	平成29年5月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第281号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成29年5月15日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
幸仁堂田村薬局	松本市女鳥羽1-7-20	平成29年3月31日
小松薬局	諏訪市諏訪1-5-26	平成29年2月28日
たつのひまわり薬局	上伊那郡辰野町大字平出1890-1	平成29年3月6日
桜枝町池亀薬局	長野市桜枝町1169-1	平成29年5月31日

保健・疾病対策課

**長野県告示第282号**

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成29年5月15日

長野県知事 阿部 守一  
駒ヶ根市赤穂330番20、330番21、330番22、330番23、330番24、  
330番25、330番55、330番56及び330番57

産業立地・経営支援課

**長野県告示第283号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務を次のとおり委託しました。

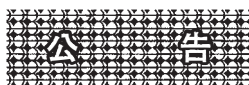
平成29年5月15日

長野県知事 阿部 守一

受託者

氏名	住所	委託期間
ニッテ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目16番20号	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
弁護士 野口隆一	東京都中央区日本橋三丁目2番9号 三晶ビル5階 新保・洞・赤司法律事務所	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年5月15日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
前宮前ショッピングセンター  
茅野市宮川字姫宮1199-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社デリシア  
松本市大字今井7155-28  
株式会社ナフコ  
福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10
- 変更した事項
  - 大規模小売店舗の所在地  
(変更前) 茅野市安国寺姫宮土地区画整理事業地2街区6-1ほか  
(変更後) 茅野市宮川字姫宮1199-1ほか
  - 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ドン・キホーテ	大原 孝治	東京都目黒区青葉台2-19-10

- 変更した年月日  
平成23年5月27日ほか
- 届出年月日  
平成29年4月24日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間  
平成29年5月15日から平成29年9月15日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。